

令和7年4月17日
農林水産部長専決

八代市農林水産業体験事業補助金交付要領
(趣旨)

第1条 この要領は、本市で実施する農林水産業体験事業により、市内外の人の交流の促進、本市及び本市の農林水産物のPR、地域の賑わいの創出等を通じて農林水産業の活性化を図るため、本事業を行う者に対し、予算の範囲内で八代市農林水産業体験事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 八代市に住所、事務所又は店舗（支店等を含む。）を有する者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和8年3月15日までに、市内で農林水産業体験（市内で産出される農林水産物の栽培や収穫、加工等の体験をいう。）を実施するものであること。
- (2) 八代市外の者に対しても、広く募集を行うものであること。
- (3) 八代市内のみでの交流や、福祉、教育等を目的としたものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助等を既に受け、又は受ける予定がある事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、通常の農林水産業の経営に要する経費は補助対象経費としない。

- (1) 消耗品・備品費（参加者用の軍手・マスク・消毒液、椅子、机、テント等）
- (2) 工事費（駐車場の整備、水道・トイレ設備の整備等）
- (3) 広告宣伝費（チラシ、パンフレット、看板、ホームページ作成等）
- (4) 賃借料（簡易トイレ、テント、ガス器具等のレンタル料）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一の補助対象

者に対し、5万円を上限とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八代市農林水産業体験事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を八代市農林水産業体験事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は八代市農林水産業体験事業補助金交付却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(変更申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、決定を受けた内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、八代市農林水産業体験事業補助金変更申請書（様式第5号）及び変更事業計画書（様式第6号）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更承認)

第9条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、八代市農林水産業体験事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）又は八代市農林水産業体験事業補助金変更交付却下通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに八代市農林水産業体験事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書及び収支精算書（様式第10号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八代市農林水産業体験事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知する

ものとする。

(交付請求等)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、八代市農林水産業体験事業補助金交付請求書(様式第12号)により速やかに市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要領の規定に違反したとき。

(3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、八代市農林水産業体験事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、農林水産部長専決の日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。